

佐賀県訓令甲第5号

健康福祉本部
佐賀県衛生薬業センター

佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和37年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項) 第2条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 略 2 略</p>	<p>(所長の専決事項) 第2条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(8) 略 <u>(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条の2第2項から第4項までの規定による検体又は感染症の病原体の受理、検査の実施及び検査結果の報告に関すること。</u> (10) 略 2 略</p>

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。